

「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項

共通事項

- 区市町村指定の施設・事業所（地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、総合事業）にかかる事故も、重大な事故は都への報告対象です。
- 保険医療機関の指定を受けた病院、診療所、薬局（みなし指定の事業所）についても、介護保険でのサービス提供にかかる重大な事故は報告対象です。

（１）入所者や利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合

- サービス提供中の死亡事故は、看取り期にある場合や、病気が主原因であることが明らかである場合を除いて、すべて報告対象です。
 - ・容態急変により搬送後に死亡した場合も、看取り期にある場合や、持病の悪化の場合を除いて、報告対象です。
 - ・転倒や送迎中の事故等により怪我が生じ、後日死亡した場合は、施設・事業所から死亡の報告を受けた段階で、速やかに都に報告してください。
- 溺水、窒息、異物誤食・誤飲等の事故のうち死亡に至る危険性の高い事故や、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合も報告対象です。
- 送迎中や通院中の事故も報告対象です。
- 貸与・販売された福祉用具を自宅等で使用中に生じた事故も報告対象です。
- サービス提供中に利用者が所在不明となり、警察に届け出た場合も報告対象です。

（２）食中毒や感染症、その他、入所者等に感染が拡大しているもの

- 入所者等１０名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合。
- 死亡者若しくは重篤患者が１週間に２名以上発生した場合。

（３）その他施設・事業所運営に係る重大な事故等が発生した場合

- 主に以下のような事故が想定されますが、判断に迷う場合はご一報ください。
 - ・施設・事業所での火災又は自然災害の発生により、サービス提供等に重大な支障が生じる場合。
 - ・事業所内で暴力行為が発生したとき。（職員、入所者又は利用者を問わない。）
 - ・職員が入所者、利用者又は家族の金品を着服するなど、財産上の損害を与えたとき。
 - ・法令違反行為、著しい非行行為が発生したとき。
 - ・その他、警察の捜査が行われる場合（警察に相談又は通報が行われる場合を含む。）。